

令和 3 年 度

第 3 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和3年度第3回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和4年3月30日（水）午後2時～午後3時30分

場 所：ユートピアくびき希望館 第三会議室

1 出席委員

<農業委員>

1 番 小山 一成	10 番 滝沢 記一	18 番 長瀬 一成
2 番 五十嵐 隆一	11 番 金子 昭榮	19 番 上野 栄一
3 番 佐藤 清繁	12 番 上原 孝	20 番 竹原 よし子
4 番 吉村 清正	13 番 五十嵐 彰	21 番 望月 博
6 番 古川 政繁	14 番 清水 強	22 番 山本 誠信
7 番 篠宮 英樹	15 番 牧繪 雄一郎	23 番 久保埜 徳雄
8 番 竹内 浩行	17 番 岩崎 欣一	24 番 笠原 浩一
9 番 大滝 正秋		

<農地利用最適化推進委員>

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
藤井 敏行	笠原 行夫	平野 宏一	齊藤 啓治
小林 政秋	白滝 光彦	青田 俊一	田鹿 敏行
井部 慎一	高橋 三登一	米川 尚登	金井 薫
中川 正道	宮川 武彦	上井 康二	中嶋 琢郎
常山 哲夫	清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成
福原 弥	高宮 文男	松本 香	

2 欠席委員

<農業委員>

5 番 岸田 健

<農地利用最適化推進委員>

高島 真一	中嶋 栄司	高波 澄男	田邊 清一
長井 恒夫	小池 孝志	細谷 正夫	大島 伸一
高橋 浩一			

3 職務のため出席した事務局職員

<農業委員会事務局>	事務局長	坂井 晃	次 長	松縄 浩一
	係 長	羽深 元子	係 長	橋立 理
<安塚区駐在室>	班 長	南雲 勇一		

<浦川原区駐在室>	副主任	江村 秀幸
<大島区駐在室>	主任	春谷 政男
<牧区駐在室>	副主任	井田 義之
<柿崎区駐在室>	主任	上田 良広
<大湊区駐在室>	班 長	佐藤 憲司
<頸城区駐在室>	主任	閨間 邦明
<吉川区駐在室>	副主任	諏訪部 太
<中郷区駐在室>	主任	野坂 公子
<板倉区駐在室>	副主任	上原 敏明
<清里区駐在室>	副主任	近藤 宏一
<三和区駐在室>	班 長	中条 崇
<名立区駐在室>	主任	高橋 理彦

#### 4 付議した案件

##### <議 事>

報告第1号 令和3年部会等の実施報告について

報告第2号 農地所有適格法人の事業状況等の報告について

議案第1号 農業委員の辞任の承認について

議案第2号 令和4年度上越市農業委員会業務方針について

議案第3号 空き家に付随する農地に係る下限面積の別段の面積に関する取扱要綱の制定について

議案第4号 農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画の策定について

議案第5号 農業委員の死去に伴う欠員補充について

##### <そ の 他>

- ・令和4年度 上越市一般会計予算要求（農業委員会関連）の概要
- ・令和4年度 上越市賃借料情報
- ・令和4年度 定例農地部会年間予定表
- ・委員の農地部会等への出席状況について

#### 5 会 議

##### <1 開 会>

【事務局長】 令和3年度第3回上越市農業委員会総会を開催します。総会の次第に従い進めます。

##### <2 会長あいさつ>

【事務局長】 会長があいさつします。

【会 長】 <<あいさつ>>

【事務局長】 ここからは、上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、会長が議事を進めます。

### < 3 資格審査 >

【議長】 次第 3 資格審査です。

在任委員数 23 名中、出席委員が 22 名で過半を超えていることから、会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。

なお、農地利用最適化推進委員は 36 名中 27 名が出席しています。

### < 4 議事録署名委員の指名 >

【議長】 次第 4 議事録署名委員は、会議規則第 14 条の規定により私から指名します。

議席番号 9 番 大滝正秋委員、議席番号 17 番 岩崎欣一委員を指名します。

### < 5 憲章唱和 >

【議長】 次第 5 憲章唱和は、この後の農地部会で唱和しますので、ここでは省略します。

### < 6 議 事 >

【議長】 次第 6 議事に移ります。

報告第 1 号「令和 3 年部会等の実施報告について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 部会の報告は各部会の部会長が行い、全体的なものは会長職務代理が行いますが、私から資料の構成について説明します。

農地部会は二部会が設置されていますので、3 頁と 4 頁は二つの部会の集計値を記載し、各農地部会の審議状況は 5 頁から 8 頁に記載しています。報告は農地部会ごとに行いますので、3 頁と 4 頁の総括表の説明は省略します。

また、9 頁には農政部会、10 頁から 13 頁は総会やその他の活動状況等について記載しています。

私からは以上です。

【議長】 ただ今、事務局から説明があったとおり、農地部会の報告は第一、第二の各農地部会の活動状況とし、総括表については説明を省略することです承願います。

初めに「第一農地部会」の報告を「竹内部会長」よりお願いします。

【竹内部会長】 令和3年1月から令和3年12月までの第一農地部会の審議実績を報告します。

5頁の上段の表は、月別の審議件数の内訳です。

令和3年は、前年との比較で1,018件の増となる3,905件の審議を行いました。増加の主な要因は、「非農地判断」の件数が増えたことです。なお、権利の設定や解約は減少していますが、これは、終期が到来した貸借権が少なかったことが主な要因です。

5頁の中段の表は、農地法第3条許可の内訳です。令和3年は22件で、前年比較で35件の減となりました。

5頁の下段の表と6頁の上段の表は、農地法第4条と第5条による農地転用の利用目的ごとの内訳です。5頁下段の件数は合計193件で、前年と比較すると9件の増、6頁上段の転用面積は79,120㎡で、前年比8,109㎡の増となりました。

6頁の中段の表は、農用地利用集積計画の決定状況です。

利用権設定と移転、所有権移転の件数の合計が1,008件となり、前年比較で482件の減となりました。

実績報告は以上ですが、農業従事者の高齢化や担い手不足など、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、特に、中山間地域においては不作付地の発生が懸念されるところです。

当部会としても、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止や解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」により一層努め、また、地域の現状や問題点の把握、関係団体との連携にも力を入れていきたいと考えています。

最後となりますが、部会に課せられた責務が増加しており、今後とも適期的確な審議と農業振興のため、当部会員一同が尽力することを申し上げ、第一農地部会の報告とします。

【議長】 質問、意見等は、後で一括して受けます。

続いて、「第二農地部会」の報告を「上野部会長」よりお願いします。

【上野部会長】 第二農地部会定例会での審議結果を報告します。

7頁の1表は、審議件数の月毎の内訳です。

農地法第3条許可申請、農地法第4条及び第5条農地転用関係、農地法第18条第6項の合意解約通知及び農用地利用集積計画の決定等、合計4,026件となりました。件数の増加要因は、「非農地判断」の件数が増えたことによります。なお、権利の設定や解約については、概ね減少

しています。

2表は、農地法第3条許可の内訳です。

売買、贈与並びに農業者年金受給のための親子間の使用貸借が主なものですが、前年と比較し件数・面積ともに大きく減少しました。最近は、農地の貸し借りの大半が基盤強化法によるものに移行しているため、減少しています。

7頁下段をご覧ください。

3表の1は、農地法第4条・第5条の利用目的別の件数の内訳です。前年と比較し若干増加しました。関連で8頁上段の3表の2は、利用目的別の転用面積の内訳です。件数が減少する中で、面積は今年の4割ほど増になりましたが、これは、農業用施設や「植林その他」に分類された店舗建設による面積が増加したためです。

次に4表は、農用地利用集積計画の決定状況です。

前年と比較して、件数、面積など3割強ほど減少しました。これは、期間が満了した貸借権の減少に伴うものと思われま

す。実施報告は以上ですが、当地区は、平場から中山間地に至る広大で多様な環境にありますが、農地所有適格法人や認定農業者などへの農地の集積が進んでいます。

昨年はコロナ禍等によるコメの需要減少が続き、その結果、コメ余りによる米価下落や作付面積の減少など、農家への負担が大きくなっています。また、イノシシによる水稻被害は平場にも広がっており、市全体の重要課題となっています。

農業者の高齢化が進み、10年先の農業が見通せない中、このことが農地の荒廃に繋がることのないよう農業委員・推進委員各位の更なるご尽力をお願いするところです。

我々は、農業と農地の生き残りを真剣に考える人の助けとなるよう、積極的な日常活動と適正な審議を心掛け、地域農業の振興に努めなければならないとの思いを新たにし、第二農地部会の報告とします。

**【議長】** 続いて、「農政部会」の報告を「金子部会長」よりお願いします。

**【金子部会長】** 農政部会の活動を報告します。議案書は9頁をご覧ください。

令和3年は農業者等との意見交換会を1回、部会を2回開催しました。

まず、農業者等との意見交換ですが、2月18日に「農家の後継者育成と新規参入を促すためにできること」をテーマに、関係機関の担い手育成担当者と意見交換を行いました。

7月6日の第1回部会では、令和3年2月に実施した意見交換会で出された意見に対する対応と、参考賃借料の見直しに向けた算定条件につ

いて協議しました。

11月19日の第2回部会では、総会へ提出する「参考賃借料の参考額」と「令和4年農作業労賃及び機械利用料金の参考額」案について協議しました。

農政部会の報告は以上です。

【議長】 最後に、10頁の「会議の開催状況と内容」以降の委員会全体の活動を「大滝職務代理」が報告します。

【大滝代理】 議案書10頁の「総会・全体会等」をご覧ください。

令和3年は総会を3回、全体会を2回開催しました。その他、市から意見照会があった「農業経営基盤強化促進に関する基本構想」についての当会の意見集約を7月30日に、空き家に付随する農地の別段面積に関する宅建協会との意見交換を8月31日に、そして12月9日に参考賃借料を公表するための検討会を実施しました。

議案書11頁の「運営委員会」についてです。

令和3年は4回開催し、総会に提出する議案の協議や空き家に付随する農地の特段面積について意見交換を行いました。

議案書12頁の「農業委員会集会・研修会の参加状況」については、コロナの感染状況に配慮しながらご覧の会議や研修会に参加し、農業状況の把握や委員の資質向上、他の農業委員会との情報交換等に努めました。

13頁の総会・研修会以外の活動状況についてです。

県農業会議が主催する定例会等への出席や農業委員が宛て職になっている役職に関して、会議に出席し意見を表出するなどの活動を行いました。

最後になりますが、農地部会や総会、研修会等への出席は、我々が委員活動をする上で必要な知識や情報を習得することができ、また、農業委員会の役割の再認識や委員同士の連携を深める良い機会になります。

委員の皆さんには、こうした会議等への積極的な出席をお願い申し上げ、報告を終わります。

【議長】 以上で報告第1号が終わりましたが、質問、意見があればお願いします。

【議長】 質問等がないようですので、報告第1号は以上とします。

続いて、報告第2号「農地所有適格法人の事業状況等の報告について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書は 14 頁をご覧ください。

農地所有適格法人は、法令により、毎年、事業年度終了後 3 ヶ月以内に、農業委員会に事業状況を報告するように義務付けられており、この表は、令和 4 年 1 月 1 日現在の報告結果について記載したものです。

農地所有適格法人は市内に 166 法人ありますが、このうち、2 法人は新たに設立された法人で決算期が到来していないことから、報告を要しない法人となっています。

なお、報告のあった 164 法人について、農地所有適格法人の要件を確認したところ、3 法人が休業中のため役員要件を満たしていないことが判明しました。3 法人とも所有する農地の処分が終わり次第、解散する予定となっています。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問があればお願いします。

【議長】 質問等がないようですので、報告第 2 号は以上とします。

続いて、議案第 1 号「農業委員の辞任の承認について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

【事務局長】 15 頁をご覧ください。

農業委員 1 名から病気療養を理由に辞任願いが出されたため、農業委員会で辞任について協議する予定でしたが、先日、ご本人が逝去なされたことから、本議案については取り下げます。

【議長】 事務局から説明がありましたが、議案第 1 号は取り下げとなりますのでご了承ください。

【議長】 次に、議案第 2 号「令和 4 年度上越市農業委員会業務方針について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 17 頁をご覧ください。

農業委員会全体で共通認識を持って、同じ方向を向いて業務に取り組むため、毎年、新年度を迎えるに当たって定めているものです。

1 の基本方針の 3 段落目に、農業委員会として業務に取り組む姿勢を記載していますが、その部分を読み上げます。「当委員会では、引き続



き、農業者の公的代表機関としての役割を果たすべく、農業委員会法や農地法等の関係法令に従って、公正・着実に業務を遂行するとともに、国が実施する施策等を的確に捉え、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携した中で、『行動する農業委員会』として、事業に取り組んでいきたいと考えています。

具体的取組みについては、2の事業計画にまとめてあります。概要を説明します。

まず、(1)の目標などの策定及び点検・評価についてです。

今般国からの通知により、農地利用の最適化を更に推進するため、今までの農地集積や遊休農地解消、新規参入の促進といった目標の他、今後は、委員の活動日数と新規参入相談会への参加についても目標を立て、合わせて、活動強化月間を設定することが必要になります。その目標と、目標に向かって活動した結果を点検評価し公表します。

(2)の農地対策では、担い手への農地集積や人・農地プランの法定化に伴い発生する業務、農地相談、農地パトロール等を実施します。

(3)の農政対策では、農作業労賃及び農業用機械利用料金参考額の公表や農業者等との意見交換、農地台帳の整備、農業者年金の加入促進等を行います。

(4)のその他の対策では、各種研修会への参加や「地区会議」等の活用、実施した活動の活動記録簿への記録、令和5年度の委員改選に向けた委員候補者の掘り起こし等を行う、としています。

また、3として19頁になりますが、年間の業務日程ということで、この表のとおり総会や部会、会議等を予定しています。なお、記載はありませんが、毎月の農地部会終了後に地区会議を開催します。内容は、活動記録簿を基にした毎月の各自の活動内容や農地相談に対する対応等について情報共有したり、時期によっては農地パトロールの実施方法等の打合せをしたり、といったことを予定しています。また合わせて、活動記録簿の記載内容の平準化も考えています。このため、今までは農地部会の開始前に活動記録簿を集めていましたが、4月以降、農地部会後の地区会議が終わり、必要な修正を行った上で活動記録簿を提出してもらう形にしますのでご承知おきください。

令和4年度の業務方針についての説明は以上です。

【議長】 事務局から説明がありましたが、質問や意見があればお願いします。

【議長】 質問等がないようですので、採決に移ります。  
本案を承認することに、異議ありませんか。

【一 同】 （「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

ここに計画された活動を委員会全体で、或いはそれぞれの担当地域で実施するようお願いします。

続いて、議案第3号「空き家に付随する農地に係る下限面積の別段の面積に関する取扱要綱の制定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 空き家に付随する農地の別段面積については、この間、委員の皆さんや関係課と協議を重ね、1㎡から可能とすることで事務を進めてきました。昨年11月の全体会で取扱要綱のたたき台を皆さんに示しましたが、今般、市法務室での内容審査が終わりましたので、正式なものとして取扱要綱を制定するものです。

別紙をご覧ください。

条文は全部で11条から成っており、令和4年4月1日から施行します。規定のポイントですが、当市への住民登録は問わない、作付け回数  
の誓約書は徴しない、別段面積は1㎡、空き家と農地の付随の範囲は農業委員会が判断するということで実施します。

2枚目のフロー図をご覧ください。農地取得までの流れになりますが、この中で委員の皆さんから行っていただく部分には網掛けがしてあります。具体の業務としては、申請があった農地の現場確認と取得希望者に対する農地法第3条による確認、別段面積の設定と設定の解除に係る農地部会での審議、取得後の耕作状況の確認等がありますので、ご協力をお願いします。

説明は以上です。

【議長】 事務局から説明がありましたが、質問や意見があればお願いします。

【議長】 質問等がないようですので、採決に移ります。

本案を承認することに、異議ありませんか。

【一 同】 （「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第4号「農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画の策定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 先般国では第5次男女共同参画基本計画を閣議決定し、その中で令和7年度までに農業委員に占める女性委員の割合を3割にするよう定めています。国からの通知では、農業委員数に応じた女性委員の人数基準が示されており、農業委員数24名の当市では8名を女性委員にするよう求めています。また合わせて、各農業委員会で女性委員の登用目標と目標の実現に向けた取組計画を策定し、その計画書を3月31日までに提出するよう求めています。

議案書の22頁をご覧ください。

当委員会の目標と取組計画の案です。

番号1から5の項目は現在の当委員会の状況を記載しています。

6の「目標女性委員数」ですが、国からの通知に従って、令和7年度末の目標人数を8人としました。このため、来年4月の委員改選時には全農業委員数24名中、8名を女性委員にする必要があります。

8の「女性の登用に向けて取り組む事項」については、委員の皆さんから動いてもらう取組や事務局が行う取組等がありますが、

- ・委員の皆さんによる担当地域での各種団体や農業者等への声掛け
- ・JA等の農業関係団体や女性農業者への声掛け
- ・関係行政機関から得た情報を基にした人材への声掛け
- ・農業委員会だよりでの女性委員の特集記事の掲載

を考えています。

9のスケジュールですが、6月頃から関係者や団体への働きかけや声掛けを行い、7月に農業委員会だよりの発行、10月から募集開始、来年4月に委員の任命というスケジュールを考えています。

説明は以上です。

【議長】 事務局から説明がありましたが、質問や意見があればお願いします。

【議長】 高島委員さん、何か意見があればお願いします。

【高島委員】 女性委員の獲得に向けては地道な取組みが必要かなと考えています。

【議長】 特に質問等がないようですので、採決に移ります。  
議案第4号を承認することに、異議ありませんか。

【一同】 （「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第5号「農業委員の死去に伴う欠員補充について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案第1号で説明しましたが、委員の死去に伴い1名欠員となっておりますが、現在の委員の任期が来年4月となっており、欠員補充しても新しい委員は年間を通じた活動ができないことから、補充を行わないことにしたいと考えています。

説明は以上です。

【事務局長】 事務局から説明がありましたが、質問や意見があればお願いします。

【竹内委員】 募集をしない理由をもう少し詳しく説明してください。

【事務局長】 委員の任命の手続きは、1ヶ月間の募集、選考委員会での選考、議会同意、その後市長からの任命という流れになりますが、この手続きを踏むと早くても7月頃の任命となります。来年4月に委員改選がある中で、新たな委員の活動期間は1年に満たず、新委員の負担が大きいと判断して募集は行わず、他の委員さんや事務局が対応することで欠員分をカバーできるのではないかと考えています。

【議長】 他に質問等ないようですので、採決に移ります。  
議案第5号を承認することに異議ありませんか。

【一同】 （「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

## <7 その他>

【議長】 続いて、7のその他について、事務局の説明を求めます。

【事務局長】 4点、説明します。

令和4年度の上越市一般会計予算要求の概要です。資料1をご覧ください。当委員会に関係しているものを抜粋したものです。

歳出の要求額は8,410万7千円で、3年度と比較して約7%減っています。減少の主な要因としては、職員構成の変化と農地台帳システムの更新が令和3年度で完了したことです。

収入としては、証明書発行の手数料のほか、県からの補助金や交付金、

年金事務等に対する委託金などがあります。

次に上越市賃借料情報について説明します。資料 2 をご覧ください。

農地法第 52 条で、農業委員会は、借賃料の動向などの情報の収集、整理、提供を行うこととされています。

この資料は、令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月までの間に、農地法 3 条及び農業経営基盤強化促進法に基づき申請のあった契約を整理し、「賃借料情報」としてまとめたものです。

地区やほ場条件等の区分は、従来の「標準小作料」と同様とし、平均、最高、最低額を表示しています。なお、平均額欄の下段の金額は、前年と比較した金額です。

算出方法ですが、全国農業会議所が作成した「手引き」により算出し、特殊な契約条件、例えば、「親戚間における低価格な賃貸借」や「集落営農組織への高額な賃貸借」のような案件は除外し、また、賃料を「米による物納」としているものは、農協の販売価格に換算したほか、データ件数の少ないものは参考値としないため、空欄としています。

この賃借料情報は、市のホームページに掲載するほか、事務局や各総合事務所の窓口配置しますので、小作料についての相談があった場合などにご活用ください。

次に令和 4 年度定例農地部会年間予定表について説明します。資料 3 をご覧ください。

一年間の農地部会をご覧のスケジュールのとおりですので、予め日程を確保し、出席くださるようお願いいたします。

最後に、委員の農地部会等への出席状況について説明します。資料 4 をご覧ください。

矢印の右側の上段の表ですが、前期と今期の農業委員の 1 年ごとの出席率となっています。農地部会、総会とも出席率 90% 以上であり、高い出席率となっています。

矢印の右側の下段の表ですが、前期と今期の推進委員の 1 年ごとの出席率の表です。今期委員から農地部会への出席を義務化したことから、出席率が 80% 以上となっています。

総会や農地部会での議案の審議や意見の陳述、情報収集等は農業委員、推進委員の重要な業務の一つですので、引き続き、積極的な出席をお願いいたします。

説明は以上です。

【議長】 事務局から説明があったとおり、推進委員の出席率は前期と比較して大幅に上昇しています。農地部会や総会の開催日は年間を通して決めていますので、委員の皆さんには引き続き出席するようお願いいたします。事務局から説明がありましたが、質問、意見等があればお願いします。

【事務局】 (質問等を処理)

【議長】 質問等がないようですので、皆さんから他に何かありますか。

【議長】 特にないようですので、次第8の閉会に移ります。

#### < 8 閉 会 >

【議長】 閉会のあいさつを大滝会長職務代理が行います。

【職務代理】 (閉会の挨拶)